

一般財団法人広島市都市整備公社職員の退職手当に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人広島市都市整備公社職員就業規則（以下「就業規則」という。）第35条の規定に基づき、一般財団法人広島市都市整備公社（以下「公社」という。）職員の退職手当に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この規則による退職手当は、公社の職員（嘱託職員、臨時職員及び就業規則第16条の2第1項の規定に基づき公社を退職した後再雇用された職員を除く。）が1年以上在職した後、退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規則において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同項各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条の3 次条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第10条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで、第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条及び第5条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 通勤による傷病により退職し、若しくは死亡(業務上の死亡を除く。)により退職した者(勤務期間が11年未満の者を除く。)であって次条の規定の適用を受けないもの、11年以上25年未満の期間勤続し定年により退職した者及び20年以上25年未満の期間勤続し勸奨を受けて退職した者であって理事長が定めるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 25年以上勤続し定年により退職した者、業務上の傷病又は死亡により退職した者、20年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、又は死亡(業務上の死亡を除く。)により退職した者、25年以上勤続し勸奨を受けて退職した者であって理事長が定めるもの及び組織の改廃又は予算の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(一般財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)で定める給料表の改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規則の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する他の市設立公益的法人等の職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第8条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期

間が切り捨てられたこと又は第11条第1項若しくは第13条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第10条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第8条第5項に規定する他の市設立公益的法人等の職員となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第8条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の市設立公益的法人等の職員としての引き続いた在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第4条及び第5条の規定に該当する者（通勤による傷病により退職し、又は死亡により退職した者を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であって、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条、第5条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条	給料月額（以下「退職日給料月額」という。）	給料月額（以下「退職日給料月額」という。）及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算

		した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	---------------------

第6条 削除

(退職手当の基本額の最高限度額)

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第4条及び第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第4条及び第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める

		割合を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第9条の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同規則第52条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち理事長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 4万3,350円
- (2) 第2号区分 3万2,500円
- (3) 第3号区分 2万7,100円
- (4) 第4号区分 2万1,700円
- (5) 第5号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 退職した者は、別表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において同表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者

の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外の者でその勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 第3項(第2項の規定により同項に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

6 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1(就業規則第31条の4の規定による育児休業及び育児短時間勤務により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、4分の1)に相当する月数(就業規則第31条の5の規定による自己啓発等休業又は同規則第31条の6の規定による配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の市設立公益的法人等(広島市が設立した公益的法人その他広島市の業務と直接関連のある公共的団体等のうち、広島市長と協議して理事長が定める団体をいう。以下同じ。)の職員が、引き続いて職員となったときにおけるその者の当該他の市設立公益的法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この規則の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6か月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡によ

る退職に係る部分に限る。)、第4条又は第5条の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

(退職手当の支給制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、退職手当は、支給しない。

- (1) 広島市から派遣された者
- (2) 広島市を退職した後採用され退職した者
- (3) 他の市設立公益的法人等から出向した者

(予告を受けない退職者の退職手当)

第10条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49条)第20条及び21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分(就業規則第52条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。以下同じ。)を受けて退職をした者
- (2) 就業規則第14条第2号の規定による失職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知するものとする。

(退職手当の支払の差止め)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合に

において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに第1項又は第2項の規定による支払差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前条第2項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第11条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取するものとする。

4 第11条第2項及び第14条第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたと

き。

- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取するものとする。
- 4 第11条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第15条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第11条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第11条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6か月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第3項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6か月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6か月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下次項において同じ。）が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第12条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎と

なる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 5 第11条第2項並びに第14条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第17条 職員が退職した場合(第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、この規則による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が、引き続いて他の市設立公益的法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該他の市設立公益的法人等の職員に対する退職手当に関する規定により、当該他の市設立公益的法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。

(退職手当の額の端数の処理)

第18条 退職手当の額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委任規定)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則の改正は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和43年4月2日の財団法人広島市都市整備公社役職員の退職手当に関する規則は、この規則改正の施行と同時にこれを廃止する。

- 3 当分の間、20年以上25年未満の期間勤続し定年により退職した者に対する退職手当の基本額については、第4条の規定にかかわらず、その者を第5条の規定に該当する退職をした者とみなす。
- 4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで又は附則第7項から第12項までの規定により計算した額にそれぞれ10分の83.7を乗じて得た額とする。
- 5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条又は第5条の2及び附則第10項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 当分の間、36年以上の期間勤続して退職した者で第5条又は附則第9項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られた額とする。
- 7 当分の間、第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者には適用しない。
- 8 当分の間、第4条の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者（同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第8項」とする。
- 9 当分の間、第5条の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者（同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第9項」とする。
- 10 給与規程附則第4項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 11 当分の間、第4条及び第5条に規定する者（定数の減少、組織の改廃又は予算の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者及び業務上の傷病又は死亡による退職した者を除く。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（60歳）に達する日」と、第5条の3の表第4条の項、第5条の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（60歳とする。）」とする。
- 12 当分の間、第4条及び第5条に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「に係る定年」とあるのは「に係る定年（60歳とする。）」と、「15年」と

あるのは「10年」とする。

附 則

この規則は、昭和62年3月31日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社役職員の退職手当に関する規則（以下「新規則」という。）第9条第1項及び第9条の2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用する。

(経過措置)

- 3 新規則第3条から第5条の2まで及び第7条の規定（以下「改正後の規定」という。）にかかわらず、施行日から平成4年3月31日までの間に退職した者に対する退職手当の額は、改正前の財団法人広島市都市整備公社役職員の退職手当に関する規則第3条から第5条まで及び第7条の規定（以下「改正前の規定」という。）を適用したならば得られる額と改正後の規定（新規則第5条の2の規定を除く。）を適用して得られる額との差に、施行日から平成2年3月31日までの間に退職した者にあつては4分の3を、平成2年4月1日から平成3年3月31日までの間に退職した者にあつては4分の2を、平成3年4月1日から平成4年3月31日までの間に退職した者にあつては4分の1をそれぞれ乗じて得た額を、改正後の規定（新規則第5条の2の規定を除く。）を適用してその者が受けることとなる退職手当の額に加算した額（改正後の規定（新規則第5条の2の規定を除く。）を適用して得られる額が改正前の規定を適用したならば得られる額を超えることとなる場合は、改正後の規定（新規則第5条の2の規定を除く。）を適用してその者が受けることとなる退職手当の額）とする。
- 4 前項の規定に該当する者のうち新規則第5条の2の規定に該当するものに対する退職手当の額は、改正後の規定を適用して得られる額（その額が同項の規定を適用して得られる額に達しないこととなる場合は、同項の規定を適用して得られる額）とする。
- 5 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した事由と同一の事由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の規定を適用したならば得られる額（以下「施行日の前日における額」という。）が、改正後の規定及び前2項の規定を適用して得られる退職手当の額を超えることとなるときは、これらの規定にかかわらず施行日の前日における額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則

- 1 この規則は、平成3年12月20日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社役職員の退職手当に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成3年4月1日（以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお、従前の例による。
- 3 改正前の財団法人広島市都市整備公社役職員の退職手当に関する規則の規定に基づいて、適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に退職した者に支払われた退職手当は、新規則の規定による退職手当の内払とみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規則第8条第4項の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、議決の日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社役職員の退職手当に関する規則第9条の2の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社役職員の退職手当に関する規則は、広島市を退職した後、又は理事長が必要と認め採用された者でこの規則の施行の日以後に採用された者（同日前に他の市設立公益法人等に採用された者を除く。）に適用し、同日前に採用された者（他の市設立公益法人等に採用された者を含む。）については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社役職員の退職手当に関する規則（以下「新規則」という。）第8条第4項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で新規則第3条1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が新規則第5条

の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として一般財団法人広島市都市整備公社職員の退職手当に関する規則附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。

- 4 施行日の前日に在職する職員で同日における勤続期間が15年以上となる者又は同日における勤続期間が15年に満たない者であって理事長が特に認める者が施行日以後に定年に達したことにより退職した場合における退職手当の基本額については、新規則第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該職員を新規則第5条の規定に該当する退職をした者とみなす。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、理事会議決の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社役職員の退職手当に関する規則（以下「新規則」という。）第7条の3の規定にかかわらず、この規則の適用の日（以下「適用日」という。）から平成24年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に退職した者に対する退職手当の調整額は、同条の規定を適用して得られる額に、適用日から平成21年3月31日までの間に退職した者にあつては5分の1を、同年4月1日から平成22年3月31日までの間に退職した者にあつては5分の2を、同年4月1日から平成23年3月31日までの間に退職した者にあつては5分の3を、同年4月1日から平成24年3月31日までの間に退職した者にあつては5分の4をそれぞれ乗じて得た額とする。
- 3 職員が特例期間に定年に達したことにより退職した場合において、その者が適用日の前日に定年に達したことにより退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の財団法人広島市都市整備公社役職員の退職手当に関する規則第3条から第5条まで、第7条及び附則第6項の規定により計算した退職手当の額が、新規則第2条の4から第5条まで、第7条、第7条の3、附則6項及び附則第8項、前項並びに次項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 4 新規則第7条の3の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間（同条第2項に規定する基礎在職期間をいう。）の初日が平成10年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第1項中「、その者の基礎在職期間」とあるのは「、平成10年4月1日以後のその者の基礎在職期間」と、同条第3項中「基礎在職期間（）」とあるのは「平成10年4月1日以後の基礎在職期間（）」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の適用に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、理事会議決の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社役職員の退職手当に関する規則は、平成22年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 改正後の一般財団法人広島市都市整備公社職員の退職手当に関する規則（以下「新規則」という。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 新規則附則第4項の規定中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の95」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の91」とする。
- 4 42年を超える期間勤続して退職した者であって、新規則第3条第1項に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、この規則による改正後の一般財団法人広島市都市整備公社職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成16年4月1日及び平成17年4月1日施行）附則第3項の規定にかかわらず、給料月額に次の各号に掲げる期間に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額とする。
 - (1) 施行日から平成26年3月31日まで 次に掲げる勤続年数の区分に応じて、それぞれ次に掲げる数
 - ア 43年 54.245
 - イ 44年 55.385
 - ウ 45年以上 55.86
 - (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 次に掲げる勤続年数の区分に応じて、それぞれ次に掲げる数
 - ア 43年 51.961
 - イ 44年以上 52.44
- 5 35年を超える期間勤続して退職した者であって、新規則第5条に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、新規則附則第6項の規定にかかわらず、給料月額に次の各号に掲げる期間に応じて当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。
 - (1) 施行日から平成26年3月31日まで 次に掲げる勤続年数の区分に応じて、それぞれ次に掲げる数
 - ア 36年 55.575

イ 37年以上 55.86

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 52.44

6 前5項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の一般財団法人広島市都市整備公社職員の退職手当に関する規程は、平成28年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再雇用職員（令和5年12月28日付け一般財団法人広島市都市整備公社職員就業規則改正附則（以下「就業規則改正附則」という。）第2項、第3項、第5項又は第6項の規定により再雇用された職員をいい、就業規則改正附則第10項の規定によって当該職員とみなす職員を含む。）に対する改正後の一般社団法人広島市都市整備公社職員の退職手当に関する規則第2条の規定の適用については、同条中「就業規則第16条の2第1項の規定に基づき公社を退職した後再雇用された職員を除く。」とあるのは、「令和5年12月28日付け一般財団法人広島市都市整備公社職員就業規則改正附則（以下「就業規則改正附則」という。）第2項、第3項、第5項又は第6項の規定により再雇用された職員（就業規則改正附則第10項の規定によって当該職員とみなす職員を含む。）を除く。」とする。

別表（第7条の4関係）

<p>第1号区分</p>	<p>(1) 一般財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）の一般職給料表（平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間にあっては、一般職給料表(1)又は一般職給料表(2)をいう。以下同じ。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして、理事長が定めるもの</p>
<p>第2号区分</p>	<p>(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして、理事長が定めるもの</p>
<p>第3号区分</p>	<p>(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして、理事長が定めるもの</p>
<p>第4号区分</p>	<p>(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 給与規程の技能業務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして、理事長が定めるもの</p>
<p>第5号区分</p>	<p>第1号区分から第4号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>